

亀岡市公契約要綱

はじめに

亀岡市は、公契約の発注者として、「透明で公正な競争の促進」、「適切な労働条件、労働環境等に配慮した調達の実施」、「適正で良好な施工による品質の確保」、「地域経済への配慮」及び「安全・安心の確保」を基本とする入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に responding していくこととします。

この公契約要綱は、前述の観点から、本市における公契約の基本理念を明確にするとともに、発注者として取り組む具体的な内容を示すものです。

また、この要綱については、今後、社会経済情勢に即応して、柔軟に、かつ、迅速に内容を見直していくこととしています。

(注) この要綱において「公契約」とは、亀岡市が締結する亀岡市に代金支払い義務が発生する双務契約とします。

1 目的

この要綱に基づき、公契約の適正化を行うことにより、公契約に対する市民の信頼を確保し、市民福祉の増進と安全・安心の確保及び地域経済の健全な発展に努めます。

2 基本方針

市は、次に掲げる事項を公契約の基本として調達を実施するものとします。

- ◇公正な競争並びに品質及び価格の適正が確保されること
- ◇適切な労働条件及び労働環境が確保されること
- ◇入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスが確保されること
- ◇談合その他の不正行為及び暴力団を排除すること
- ◇地域経済に配慮した発注を基本とすること
- ◇災害発生時における初期対応など地域の安全・安心を確保すること

3 市が取り組むべき内容

上記の基本方針に基づいて、公契約の適正化を図るため次の取組を進めます。

※具体的取組事項は【別紙】による。

(1) 公正な競争の確保

- ◆建設工事においては、一般競争入札の拡大に努めるとともに電子入札による公正で透明な入札を実施します。
- ◆情報の漏えい防止などコンプライアンス対策を実施します。
- ◆談合その他の不正行為を厳しく排除します。
- ◆最低制限価格算定基準の適切な見直しにより、行き過ぎた低価格競争（ダンピング）への対応を強化します。

(2) 地域経済への配慮と優良な企業の育成の促進

- ◆市内事業者への発注を原則とします。
- ◆技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の育成に努めます。
- ◆災害対応などで地域の安全・安心に貢献する企業を優先する入札方式を実施します。
- ◆亀岡市暴力団排除条例に基づき公契約から暴力団排除を徹底します。
- ◆建設工事の入札参加資格審査から工事完成までの過程において、不良不適格業者を排除します。

(3) 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働条件と労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守を徹底します。
- ◆資格審査と工事完了検査において労働環境確保のための厳格なチェックを行います。
- ◆重層的な下請構造を改善します。

(4) 事業活動における社会貢献の評価

- ◆障害者優先調達推進法等に配慮した調達に努めます。
- ◆環境負荷の低減に積極的な企業を評価します。

4 公契約の相手方に求める内容

基本方針を踏まえ、関係法令を遵守し、公正な競争及び契約の誠実な履行を行う

とともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

(1) 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働条件と労働環境の確保

◆公契約に従事する労働者の適切な労働条件及び労働環境の確保を求めます。

- ・労働関係法令等の遵守の徹底
- ・契約履行に係る誓約書の提出
- ・施工体系図及び施工体制台帳の提出
- ・不適正事案における調査への協力
- ・下請重層化の抑制

(2) 事業活動における社会貢献の実施

◆防災等の地域の安全・安心活動への参加と協働を求めます。

◆事業活動に伴う環境負荷の低減を求めます

【別紙】

1 健全な競争環境を確保する取組

(1)透明性、公平性、競争性を確保する取組

○一般競争入札を基本とし、予定価格3,000万円未満の建設工事は、原則指名競争入札とする。

○電子入札対象工事を順次拡大してきたが、今後、電子入札を全面的に実施する。

○予定価格公表時期の見直しを行う。

(2)コンプライアンス対策の取組

○情報漏えいの未然防止のための取組を行う。

- ・コンプライアンス推進本部を活用し、コンプライアンス向上に向けて組織的に取り組む。

- ・「亀岡市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等に対応する取扱要綱」に基づき、問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務付ける。

- ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、当事者を指名停止措置とする。

- ・業者研修会等を活用し、事業者のコンプライアンス意識の向上を図る。

○贈賄、談合等不正事案に対しては、厳格に指名停止措置を行う。

(3)ダンピング対策の取組

○最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式に現場状況を反映させた最低制限価格算定基準を採用する。

○最低制限価格設定対象案件の拡充を検討する。

○建設工事の積算内訳書チェックを厳格化する。

2 地域経済への配慮と優良な企業の育成を促進する取組

(1)地元業者への発注

○地域経済に配慮し、施工できる企業が市内に無いか、極めて少数の場合を除き、原則として市内業者への発注に努める。

○下請負先が市内業者の場合、工事成績評価において加点する。

(2) 総合評価競争入札の活用

- 企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献等について評価する。
- 評価基準を細分化する。

(3) 暴力団や不良不適格業者の排除

- 下請負契約等も対象として、公契約から暴力団排除を徹底する。
- 不良不適格業者を排除するため関係機関と連携する。

3 適切な労働条件及び労働環境を確保する取組

- 労働関係法令等の遵守を契約に明記する。
- 契約履行に関する誓約書の提出を求める。
- 保険年金等加入状況を確認するとともに、適正な指導を行う。
- 建退共一件書類の提出と納付確認を行う。
- 作業環境確認写真の提出により検査時に確認を行う。
- 事業者の安全訓練実施の確認を行う。
- 労働者の雇用の安定を図るために、長期継続契約を活用する。
- 最低制限価格設定により労働者へのしわ寄せを防止する。